

平成26年度

町政執行方針



安 平 町

平成26年度 町政執行方針

平成26年第4回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において平成26年度を含む、第3期目となる4年間に臨む私の所信と施策の一端を述べたいと存じます。

はじめに

2期目のマニフェストでは、町民と行政が一丸となったまちづくりを実現するため、「チームあびら」という合言葉のもと、町民の皆様がこの安平町に住んで良かったと思えるようなまちづくりを実現するため、転入助成金や出生祝い金の拡充、保育料の軽減など子育て世帯への支援、民間活力によるアパート建設を促進する助成制度の創設などの人口確保対策に力を注ぐとともに、最重要課題と位置付けた「町民が主体となるための仕組みづくり」の根拠となる「まちづくり基本条例」について、町民との協働により策定作業を行い、「町民参画推進条例」など関連する条例とともに制定させていただきました。

マニフェストで掲げたこのほかの重要課題につきましても、その大半を計画的に実行することができたものと判断しております。

この4年、東日本大震災を踏まえた学校施設の耐震化など緊急防災対策事業や政権交代に伴う緊急経済対策事業などによる多額の財政出動がありましたが、身の丈にあった行政運営に努めてきたことで、健全な財政を堅持しながら高い達成率を残せたことは誇りであり、「平成の大合併」で誕生した全国の自治体では、その後、財政的に大変厳しい状況に陥っているところが多いなか、安平町は、今のところ数少ない成功例に位置づけられるものと自己評価しています。

安平町は、合併から8年が経過し、2年後には誕生から10周年を迎えようとしています。

私が担わせていただいた町政を任期ごとに区分すれば、1期目は基盤整備を中心とした「畑づくり」のための4年間、2期目は協働のまちづくりに向けた仕掛けづくりを中心とした「種まき」の4年間と整理でき、安平町の誕生から10周年を迎える次期4年は、いよいよ「暮らしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち」として花を咲かせ、これまでの努力が実を結び、これらを収穫していく、最も重要な4年になります。

私には初代安平町長として、町民の皆様がこの合併は間違いがなかったと実感できる安平町を実現する責務があり、その真価が問われる次期4年間を集大成と位置付け、これまでと同様、町政運営に全力で取り組む決意であります。

町政に臨む基本姿勢

今年度は「まちづくり基本条例」など、関連条例が施行され「町民と行政の協働によるまちづくり元年」となります。この8年間、町内では生涯学習活動などを通じて地域の垣根を越えた様々な交流が盛んに行われ、私が目指す一体感の醸成が徐々にその輪を広げつつありますが、この「まちづくり基本条例」を動かすことで、その輪を全町民へと広げ、真の意味での「チームあびら」実現のため、これまでと同様、次の基本姿勢に立ってしっかりと安平町を未来へ引き継いで参ります。

- (1) 平和と民主主義を基本とした地方自治の確立と町民の人格と価値観を認め合う人間尊重のマチを目指します。
- (2) これまで同様「町民がオーナー、町長はマネージャー」との認識に立ち、公平公正で、町民と共に歩む、町民本位の舵取りに徹します。
- (3) それぞれ4つの地域が、その特性や特色を活かした均衡ある発展がなされるように安平町全体を見据えた一体感の醸成を意識した町政運営を行います。
- (4) 町の文化と郷土愛、地域で支え合う「社会貢献」の芽を育み、安平町独自の未来につなぐまちづくりを行います。

最重要政策課題

「チームあびら」の精神で「暮らしの笑顔が広がる ぬくもりと活力と躍動のまち」を実現し、安平町を未来へ引き継いでいくためのまちづくりの進め方については、安平町総合計画に基づき進めていくことを基本としつつ、社会情勢等により優先して着手する必要がある次の5つの項目を最重要政策課題とし、これらの解決方策を検討し、議員の皆様、町職員、そして主役である町民の皆様とともに、着実に実行して参ります。

1 協働のまちづくりの推進

制定したまちづくり基本条例に基づき、町政策への町民参画を推進するとともに、町内各種活動において未だ高い壁となっている地域ごとの文化の違いを融和させ、真の意味での一体感醸成に向けた取組みを進めて参ります。

2 人口減少社会に対応した地域活性化策の推進

日本全体が人口減少社会となり、2020年の東京オリンピック開催決定によって、更なる一極集中が懸念されるなか、安平町の将来人口も減少して

いくことが予想されており、今後は定住対策に加えて、新たな拠点施設の整備や既存施設の改修による観光・スポーツ合宿など交流人口の拡大に向けた施策を展開することで人口減少の影響を緩和し、地域の活性化を図って参ります。

3 超高齢社会における介護・福祉・保健施策の推進

安平町は既に高齢化率約33%と全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり、人口動態からもそのペースは今後更に加速することが予想されることから、福祉行政の推進とともに、第6期介護保険事業計画の策定に併せて介護保険施設の充実化を検討して参ります。

4 先端技術を活用した地域創造政策の推進

近年、安平町では民間企業により再生可能エネルギー関連の大規模プロジェクトが進められており、このチャンスを企業活動だけにとどめず、町内の各種産業へ利活用できないか検討していく必要があります。また、協働のまちづくりに欠かせない情報伝達手段の構築については、どの年代の住民も等しく情報が受けられる先進的な手段として、長年の検討結果に基づき、テレビの空き周波数を利用したエリア放送網の整備を推進して参ります。

5 健全な財政運営の推進

安平町の財政は現在のところ健全化が保たれていますが、人口減少などに伴う税収減が予想され、更に国家財政の現状や地方交付税の合併特例措置が終了することを考慮すると、これまで以上の歳出抑制が必要となります。

このため現状の公共施設のあり方、特に今後必要となる施設については、新たな整備ではなく、役場庁舎を含めた既存施設の利活用など、将来に向け遊休施設を増加させないための大胆な施策展開を早急に検討して参ります。

消費生活者緊急対策

我が国は、長年景気の低迷などが続いておりましたが、安倍政権が掲げるアベノミクスにより経済状況が次第に力強さを取り戻してきているという景気判断がある一方、その効果は大都市圏にとどまり、安平町を含む全国の過疎自治体へは波及していないのが現状です。こうした中、本年4月には消費税が増税となり、更なる町内景気の落ち込みが懸念されています。

こうした景気の腰折れの懸念に対し、政府でも消費生活者を底支えするための対策が講じられておりますが、安平町における地域消費の活性化と経済循環

を図るため、国の経済対策に上乘せするものを含め、次のとおり安平町独自の消費生活者緊急対策を実施いたします。

- (1) 町商工会が発行を予定する「安平町にっこり商品券」について、当初10%で予定していたプレミアム率を20%に引き上げ、これに対し財政支援いたします。
- (2) 高齢者世帯等を対象に実施しております灯油特別対策事業、いわゆる「福祉灯油事業」につきまして、1軒当たりの給付額を5,000円から10,000円に引き上げて実施いたします。
- (3) 国が消費税率引き上げ対策として臨時的に実施する子育て世帯特別給付金事業について、国の給付額に上乘せし、町独自に商品券により5,000円を追加給付いたします。

安平町総合計画に基づく主要施策

次に最重要政策課題を含めた安平町総合計画の体系に合わせた私の第3期マニフェストの全容は次のとおりです。

1 生活重視のまちづくり

(1) 魅力あふれるまちづくり

【豊かな自然環境の保全と活用】

- ① 自然風景との調和がとれた景観が形成されている瑞穂ダムについては、従来の住民による美化活動への支援や、カヌー競技の環境整備とともに観光資源としての可能性を活かした有効活用を図ります。
- ② 旧安平ダム建設予定地については、グリーンダム構想に基づく「あびらエネモの森づくり」などの植林事業を通じた保水力機能の強化を継続するとともに、ダム建設中止により未活用となっている町道や橋梁などを活用した専用遊歩道(フットパス)の整備や森や川を活用した学校教育・社会教育における自然学習の場としての活用を検討します。
- ③ 都市計画法に基づく区域区分のうち市街化調整区域については、無秩序な乱開発を防止するという法律の趣旨に反しない範囲で、定住化や地域活性化など地域振興に必要な事業が実施できるよう規制緩和に向け庁舎内プロジェクトでその手法の整理・体系化を図ります。

【快適な生活環境の形成】

- ① 水道未普及地域解消計画に基づき未普及地域の解消を図ります。
- ② 公共下水道事業等整備を計画的に実施します。

- ③ 追分本町地区簡易水道施設の老朽化が著しいことから計画的な整備事業を推進するとともに、簡易水道事業統合計画に基づく上水道への移行を図ります。
- ④ 早来・追分にそれぞれある墓地については、新たな区画の造成を行うとともに、高齢墓参者の利便性向上に向けて対策を検討します。
- ⑤ 斎場については、焼却炉等の計画的な修繕を行うとともに、将来的な統合又は広域利用を検討します。

【うるおいのあるまちづくりの推進】

- ① 臨空工業団地内の水芭蕉群生地を観光資源として活用するため、整備を行います。
- ② 安平町まち・あいステーション「ラピア」活用・整備計画検討会等の意見に基づき、ラピア裏の高台については親子が集う広場整備を行うとともに、中心市街地活性化を図るため早来市街地回遊事業を推進します。
- ③ 「花植栽」「花壇づくり」「アイスクャンドル」「イルミネーション」など、個々の町民や各種団体が主体となって行っている「美しい景観づくり」の輪をさらに広げるとともに、こうした活動を特化し、町全体の景観PR活動につなげるための検討を行います。

【道路・交通網の整備】

- ① 緊急輸送道路として指定されている町道の計画的な整備を図ります。特に町道早来安平線については、災害時における国道234号早来—安平間の代替路線としての機能を有することから、幅員拡幅が困難な現道を切換え、北町へ通じる新たなルートの整備を視野に検討を行います。
- ② 町民の生活道路を確保するため、未改良道路の計画的な整備などに努めます。
- ③ これまで4車線拡幅に絞って要望を行ってきた国道234号遠浅市街地道路交通対策については、交通事故の多発路線である現状から、将来的な4車線化を見据えながら、その前段で交差点部分の3車線化を含む交通安全対策事業の早期実現を優先して要望して参ります。

【情報通信基盤の整備と情報の共有化】

- ① 一般的な行政情報や緊急時における情報を的確に全世帯へ伝える手段として、北海道でも例のない先進的技術を活用したエリア放送網を

国の財源措置の動向を見極めながら段階的に整備し、一般家庭に広く普及しているテレビを通じた新たな情報伝達告知ネットワークを構築します。また、作成された動画放送素材を、インターネット等を通じて町外者向けに発信することにより、町の定住・交流人口拡大事業へ結びつけます。

- ② まちづくり基本条例による住民協働には情報共有が欠かせないことから、町ホームページの内容の充実を図るとともに、普及が著しいスマートフォンを活用した情報提供・町PR活動に努めます。
- ③ 地図情報と行政情報の一元管理が可能となる統合型GISの導入を引き続き検討します。

(2) 安心を大切にすまちづくり

【地域ぐるみでの子育て支援の充実】

- ① 新たに策定する「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」については、子育て世帯へ行ったニーズ調査結果を踏まえた施策の検討を行うほか、「町内の子育て支援諸計画」又は「定住促進事業をはじめとした次世代育成支援対策行動計画」と関連付けし、着実に実行して参ります。
- ② はやきた子ども園については、質の高い特色ある保育サービスの提供と住民ニーズへの迅速な対応を目的として、平成27年4月に制度化予定の「公私連携幼保連携型認定こども園制度」を活用した法人民営化を目指します。
- ③ 追分地区における就学前教育・保育については、町立幼稚園の老朽化や入園者の減少問題を抱え、加えて早来地区との幼児教育・保育サービスの格差も指摘されていることから、民間保育園、へき地保育所、追分幼稚園の一元化による民間法人を主体とした認定こども園化を目指します。
- ④ 前任期のマニフェストで実現した各種子育て支援策については継続するとともに、乳幼児医療費助成制度についてはその範囲を拡大し、中学生まで医療費無料化を実現するとともに、その年齢範囲を高校生まで拡大する検討をしていきます。

【保健・医療体制の充実】

- ① 超高齢社会にあっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる介護予防のための仕組みを構築するとともに、医療費や介護保険料などの高騰を抑制するため、ウォーキングの推進や、教育委員会事務局などと連携し、温水プールなど公共施設を活用した

健康寿命の延伸事業を継続していきます。

- ② 地域に必要な医療を確保するため、かかりつけ医の普及・定着を図るとともに、医師不足とともに深刻となりつつある地域医療機関の看護師不足を解消するための新たな制度の創設により、一丸となって地域医療を守ります。

【福祉体制の充実】

- ① 高齢者生活協同施設「ぽっぽ苑」については、次期介護保険事業計画の策定に合わせて施設の改修による特定介護施設への移行を検討します。
- ② 慣れ親しんだ地域での暮らしや社会保障サービスを望む高齢者が多いことから、在宅生活を支えるため、次期介護保険事業計画の策定に合わせて小規模多機能型居宅介護の実施を検討するとともに、今後更なる高齢化の進展により増加が予想される特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、社会福祉法人等による新たな介護関連施設の整備を検討します。

【消防・救急体制の充実】

- ① 消防・救急無線（活動波）のデジタル化については、国の財源措置の動向を見極めながら、移行期限である平成28年5月までに新たな設備を整備します。
- ② 安全安心な暮らしに向け、消防設備の充実、計画的な更新を図ります。
- ③ 一部事務組合により組織する消防本部の効率化を目的として、消防設備（車輛）や通信司令システムの広域化について検討していきます。

【防災・国民保護対策の推進】

- ① 災害時情報を的確に全世帯へ伝える手段として、北海道でも例のない先進的技術を活用したエリア放送網を国の財源措置の動向を見極めながら段階的に整備し、一般家庭に広く普及しているテレビを通じた新たな情報伝達告知ネットワークを構築します。
- ② 大規模災害時には行政や消防機関のみならず、地域住民の共助が被害を最小限に抑えられるという過去の教訓から、改めて地域コミュニティの重要性を見直すきっかけとなる自主防災組織については、すべての自治会などコミュニティ単位での設立を目指し、引き続き支援・育成を行っていきます。

- ③ 2級河川安平川河川整備計画が策定されたことから、遠浅川の2級河川区間の改修を含む安平川下流の河川改修について関係機関に対し早期完成を要望していきます。また、土砂災害警戒区域に指定された地域の土砂災害防止対策の早期実現についても要望していきます。

【防犯、交通安全対策の推進】

- ① 町内の防犯灯の計画的な更新を図り、併せて省エネ対策の一環としてLED化に努めます。
- ② 早来から遠浅までの国道234号が事故危険区間として指定されていることから、交通事故の防止について早急な対応を要望いたします。特に遠浅市街地は、事故多発路線であることから、交差点部分の3車線化を含む抜本的な交通安全対策事業の早期実現を要望します。

2 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

(1) 元気あふれるまちづくり

【農林業の振興】

- ① 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化など、様々な措置を講じ、経営規模の拡大や地域振興作物の生産性向上を図ります。また、着工から四半世紀が経過している夕張シューパロダムからの導水事業の早期完成とその後の道営事業による畑かん末端整備や、飲雑用水整備の事業促進を要望していきます。
- ② 経営のスリム化や環境保全効果の高い営農活動を図る農業者に対する支援制度を継続していきます。
- ③ 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化と経営支援を図るための施策を講ずるとともに、優良家畜の育成を支援するため公共牧場の整備の継続と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- ④ 全国ホルスタイン共進会の開催にあたっては、家畜防疫周知対策の徹底を行うとともに、安平町を全国にPRできる絶好の機会であることから関係者が一丸となり「おもてなし」の精神で取組みを展開します。
- ⑤ 商工業者と農林業者との連携促進（農商工連携）の取組みを通じた6次産業化を推進するとともに、農畜産物の地域ブランド化を図るための各種認定制度への取組みなど、付加価値向上による「売れる農産品・商品の確立」を目指します。また、若手農業者の確保、担い手育成のための新規就農者支援対策を展開していきます。

- ⑥ 農業部門と観光部門の連携によるグリーンツーリズム事業を推進するため、受入れ体制づくりを行うとともに、農村滞在型余暇活動機能整備計画（通称：グリーンツーリズム計画）の策定による都市計画上の建築規制を緩和し、グリーンツーリズムに必要な施設の整備誘導を図ることで、都市部からの来訪者を増やす取組みを進めます。

【工業の振興】

- ① 安平町の立地条件を活かしつつ、災害時のリスク分散を検討している企業等へのアプローチや既存工業団地の特別価格による企業誘致をはじめ、既存企業の増設や業務拡大による雇用の確保に取り組みます。また、企業誘致を円滑に進めるための工業用水や新たな水資源の確保に向けた検討を行うとともに、再生可能エネルギー産業や「植物工場」など農業に関連した次世代産業の誘致を図るため、新たな工業団地整備を検討します。

【商業の振興】

- ① 早来地区については、ラピア裏の高台を親子や町民が気軽に集える場として整備しながら、市街地への滞留や賑わい創出の仕掛けづくりを推進するとともに、商店街への来訪機会を増やすための事業展開や店舗誘導策について商工団体と連携しながら取り組みます。併せて、早来地区の将来的な商店街の街並み整備も視野に商工団体とともに研究をします。追分地区については、ふれあいセンターい・ぶ・きの利用促進による活性化を目指すため、通年による利用方策について商工団体と検討を進めます。
- ② 消費税の増税に伴う経済的負担増の軽減と町内消費の後退の抑止を目的とした地域内での消費拡大と経済循環を図るための活性化事業に取り組むほか、町内の空き店舗については、住宅兼用となっているケースが多く貸す側のためらいもあるため、貸す側・借りる側にとって利用しやすい空き店舗対策を研究するとともに、チャレンジショップやおためし出店による起業支援制度について検討します。また、高齢者世帯の急激な増加が懸念されるため、買物や通院といった観点から市街地外に住む方が市街地に移り住むための「まちなか高齢者賃貸住宅」の建設や「まちなか集住等」のあり方について研究していきます。

【観光の振興】

- ① 安平町全体を1つの観光地として捉える「クラスターステーション

構想」を実現するための取組みを具現化するとともに、観光拠点となる施設の整備を進めます。

- ② 交流人口拡大の成功は、他自治体の成功例を真似た他力的な施策の実行にあるのではなく、町の地域資源を町民が再認識し、時代のトレンドに合わせたアレンジを加え、それをいかに商品化できるかが鍵であり、町民・民間事業者・行政・町外者等を巻き込んだアイデア創出に努めることで町民自身が安平町に「愛着」と「誇り」を持ち、その結果、全国に「安平町に注目している。来訪したい。」と思うファンを作り出すことにつながるという基本的考え方のもと、その方向性の確立に向けた施策を展開していきます。
- ③ 交流人口拡大事業の実施にあたっては、地域おこし協力隊制度など、町外者を活用した従来とは異なる視点での事業展開を推進するとともに、観光戦略展開の核となる団体の法人化に向けた取組みを全面的に支援することや、自然学校系NPO等への業務委託など、大胆な政策展開を検討します。
- ④ 旅行代理店との連携によるパッケージツアーなど旅行プログラムの設定を検討するとともに、最終的にはグリーンツーリズムや交流人口拡大のため、旅行代理店とのタイアップ手法について研究を行います。
- ⑤ 既存の各種事業のほか、町内では今後全国規模のイベントや大会が開催される予定であることから、これらを成功に導くため、全町をあげて取組みを進めます。また、新たな全道・全国規模のイベントや大会の誘致に向け、働きかけを行っていきます。

【新たな地域産業の創出】

- ① 地域物産販売所の整備やグリーンツーリズム事業による雇用の場の創出をはじめ、再生可能エネルギー産業や「植物工場」など農業に関連した次世代産業の誘致による地域産業の創出を目指します。また、高齢化率が30%を超えている状況を逆手にとり、定年退職された60代、70代の元気な方々などを対象に、作物収穫体験のための作物栽培、農園管理を行うなどグリーンツーリズムや交流人口拡大事業と連動した生きがい創出を含めた新たな取組みを検討します。

【地域エネルギー対策】

- ① 「安平町地域新エネ・省エネ導入プラン」に基づき、地域におけるエネルギーの安定供給、温室効果ガス排出削減、地域のエネルギー資源の活用など地域エネルギー対策に取り組みながら、自然と人が共存で

きる環境を目指します。

- ② 公共施設等の省エネルギー対策について継続して取り組んでいきます。

(2) 良質な住宅の確保

【安価で良質な住宅の確保】

- ① 安平町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の計画的な建設整備、改修を促進します。

【定住促進対策】

- ① これまでと同様に、町が分譲する「ラ・ラ・タウン」「若草団地」「アイリスタウン」の販売促進に努めるとともに、多様なニーズに応えるため、民間活力による新たな住宅地の造成・分譲を検討します。また、条例に基づく住宅建設等奨励制度について見直しを図ります。
- ② 超高齢社会への対応と地域経済振興、加えて空き家の有効活用を図るための住宅リフォーム助成制度の創設による定住化対策に取り組めます。
- ③ 公的ストック住宅の活用や民間アパートの入居率を勘案しながら、アパートの空室を利用した「長期的おためし暮らし事業」の検討や、分譲地見学と体験事業を組み合わせたバスツアーによる町の魅力紹介に取り組めます。

3 豊かなこころを育む学びのまちづくり

(1) 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり

【個人を尊重する成熟したまちづくり】

- ① 平成23年に策定した「安平町男女共同参画基本計画」に基づき、女性の社会参画を促す諸施策を展開するとともに、男女が仕事と家庭生活の両立が図れる地域づくりを推進します。

【就学前教育・学校教育の充実】

- ① 幼児期教育は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な期間であることから、幼稚園教諭や保育士等の人材確保や保育・教育の特色化の観点からも、現在直営で運営している「はやきた子ども園」「追分幼稚園」「旭保育所」の法人民営化実現に努めます。また、はやきた子ども園の民営化においては「公私連携幼保連携型認定こども園制度」の活用を目指します。

- ② 今後の維持補修費用や運営費などを考慮してオール電化により建設した新学校給食センターについては、地域の食材を活かした給食の提供を行うとともに、食物アレルギーへの対応の充実を図り、すべての幼児・児童・生徒が安全でおいしい給食を楽しめるよう必要な対策を行います。
- ③ 地域と学校・行政が連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある開かれた学校づくりを進めます。
- ④ 全ての小中学校における耐震改修を促進・完了するとともに、学校教育施設の老朽化に伴う施設改修を計画的に実施していきます。また、時代の要請に合わせ必要となる教育備品等についても計画的に整備していきます。
- ⑤ 北海道追分高等学校については、存続支援協議会を中心に、外国語指導助手（ALT）の派遣など特色ある教育活動への支援、就学・通学支援など存続に向けた教育活動の充実を行ってきましたが、地元生徒の進学率が低い現状にあることから、支援内容や特色教育の方向性について、地域生徒のニーズに合わせたより深い検討を行っていきます。
- ⑥ 教育に関しては、都市部と同じ水準を求める住民ニーズやグローバル社会への対応といった観点から魅力的な教育環境の提供が必要であり、幼少期から英語に触れる取り組みや小中学校における英会話授業の充実に取り組むとともに、夏休み・冬休み期間を利用した子ども寺子屋事業の充実、これからの超高齢社会を支え生き抜くためのジュニアリーダー養成事業など、新たな取り組みを進めます。

(2) 生きがいのあるまちづくり

【生涯学習の充実】

- ① 生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、まちづくり基本条例に基づく「生涯学習計画」を策定します。
- ② 学校教育と社会教育がそれぞれの特性を活かし、学習の場や活動などを重ね合わせ一体となって子どもたちの教育に取り組むことで「ふるさと安平町」を体感するとともに、地域全体の教育力を高めることを目指した「ふるさと教育・学社融合」を推進します。
- ③ 文化・スポーツで優秀な成績を収めた小中学生を「安平町子ども文化・スポーツ賞」等により表彰し、児童の健全育成を図ります。また、トップアスリート支援事業など支援策を講じることにより全国・世界に通用するトップアスリートの育成に努めます。

- ④ 郷土に誇りと情熱を持ちながら活動に参加し、自ら行動できる青年の育成に努めるものとし、「若者塾」など、まちづくりへの参画のきっかけづくりとなる町内の青年団体間の連携に努め、青年の力を活かした取組みを進めます。
- ⑤ 協働によるまちづくりを実現するため、町民の知恵や技術、経験や潜在能力をまちづくりに活用した「町民マスター制度」を運用するとともに、生涯学習を推進し学び合いを広めるリーダー的な役割を担う人材を育成するため、「地域の担い手育成（人づくり）事業」の検討を行います。
- ⑥ 町民の健康を維持し健康的な生活が送れるよう、横断的な取組みによる健康づくりの推進を図るため、健康福祉課と教育委員会事務局などが連携し、温水プールなどスポーツ施設を活用した「健康寿命延伸事業」について、健康実態調査と医療費分析、効果的な運動の実施など専門家の協力を得ながら継続します。
- ⑦ 屋内温水プール、アイスアリーナなどの町内スポーツ施設を活用した生涯スポーツ自治体を目指すため、「地域総合型スポーツクラブ」の結成に向けた検討や各種町内スポーツ団体への支援を行っていきます。
- ⑧ トップアスリート育成のためジュニア競技力の向上に努めるとともに、地域の競技力を活かす取組みを展開し、冬季スポーツの振興を図ります。また、2020年東京オリンピック及び国体等と連動したスポーツ政策等の検討を行います。

【生涯学習施設の整備】

- ① 町民センターは生涯学習施設であるとともに、災害時の大規模避難施設となることから、早急に耐震改修を行います。また、建築から20年が経過した追分公民館は施設設備が老朽化していることから、計画的な設備改修を行っていきます。
- ② 安平公民館については、地域利用者からも増築に向けた要望がなされていることから、下水道の整備と併せた増改築を検討します。
- ③ 遠浅公民館に代わるコミュニティセンターの整備にあっては、住民からの意見を踏まえ、軽スポーツが可能となるフロアを有する施設として新設します。
- ④ 早来地区の郷土資料を所蔵している早来郷土資料館の老朽化が著しいことから、町内遊休施設等の利活用による再整備を検討します。また、その運営にあたっては住民団体との協働による運営形式を検討します。

- ⑤ 全国屈指の保存状況にあるSL車両は、追分地区の鉄道文化を象徴する存在であるとともに、子どもや鉄道ファンを引き付ける観光素材であることから、住民と来訪者が交流し合い、町の情報発信基地として期待できる道の駅と合わせた整備を検討していきます。
- ⑥ スポーツセンター（せいこドーム）については、スポーツ合宿誘致や利用者の増加を図るために必要となる「断熱工事、競技フロア（スケート床）、冷凍機（電気）の更新」など機能向上を図るため、有利な助成制度等の活用した大規模改修事業を推進します。また、屋内温水プールの通年利用化については、利用者の増加状況や健康寿命延伸事業への活用による効果実証結果などに基づき検討を行います。
- ⑦ 町内のスポーツ施設や宿泊施設状況などを全国にPRし、大学や企業などスポーツ合宿の誘致を積極的に推進するとともに、既存の「しらかば合宿所」及び「さかえ合宿所」の利用促進を図るなど、スポーツを通じた交流人口の増大を図ります。また、スポーツ観光を目指し、苫小牧市や近隣自治体と連携した活動を行っていきます。

4 住民と行政の協働によるまちづくり

(1) 信頼されるまちづくり

【コミュニティの活性化】

- ① 超高齢社会に適応するコミュニティ主体のまちづくりが必要であることから、まちづくり基本条例に基づき行政の役割と自治会・町内会等の役割を確認したうえで、地域コミュニティが主体的に取り組む活動に対する支援を拡充します。また、地域活動と福祉活動で取扱いが異なる交付金・補助金・助成金制度については、申請手続きが可能な限り一元化・簡略化となるよう、現行の自治会等交付金制度、各種福祉関係補助制度の見直しを図ります。
- ② 自治会、町内会等の活動の拠点となる各地区の会館について、老朽化の著しい施設から計画的に整備、改修を行っていきます。
- ③ 住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、「町民の町民による町民のための資金（ファンド）」を創設し、町民団体などが自主的に行うまちづくりに関するハード・ソフト両面の試みに対し、事業費を助成する仕組みを構築します。なお、この資金（ファンド）は町民寄付やふるさと納税を原資として運用していく仕組みを構築します。
- ④ いわゆる限界集落問題については、安平町でも今後顕在化が予想されることから、定住人口拡大に向けた施策展開と並行して、意欲ある都市部の若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度の活用や、

大学との域学連携事業、グリーンツーリズム事業、農作業等体験学習の場の提供など各種交流活動を通じた地域活性化が図れるよう施策に取り組みます。

- ⑤ 町内でまちづくり活動を行おうとする個人や団体などのNPO法人化を積極的に支援するとともに、これらの団体活動の拠点の場について、みずほ館の再活用例と同様、公共施設の空きスペースの提供や活用を検討していきます。また、NPO法人の持続可能な活動と組織づくりのため、行政の諸施策の業務委託や施設指定管理などにより活動資金が得られるための仕組みづくりについて検討していきます。
- ⑥ 地域全体の一体感を醸成するため行ってきた地域間交流事業は、参加者の固定化や高年齢化にある現状から、こうした事業に加え、今後は将来的なまちづくり活動の担い手となる20代から40代までの交流事業にも力を入れ、町内の若者や女性のみで構成される実行委員会を立ち上げて、若者や女性が楽しく交流し合えるイベントの開催など、従来とは異なる視点やアイデアにより推進していきます。

【住民参加によるまちづくりの推進】

- ① まちづくり基本条例、住民投票条例、町民参画推進条例、町民自治推進委員会条例、議会基本条例を根幹とした住民参加、住民協働によるまちづくりを念頭に、住民活動・コミュニティ活動への支援と合わせ、「チームあびら」実現のための施策を推進します。
- ② 住民と行政の協働によるまちづくりでは、「情報共有化」が最も重要であることから、住民が行政活動に興味を持てる仕組みを構築するとともに、広報やホームページ、フェイスブックなどの内容の充実、新たな情報告知手段の整備を図ります。
- ③ 昨年制定された町民参画推進条例に基づく住民が行政活動に参画し、その意見を施策に反映するための仕組みについては、パブリックコメントや町長と町民の直接懇談、町民政策提案制度のほか、大多数を占める行政活動に関心を持たない住民からの意見を吸い上げる手段として任意抽出により参加者を募り、ワークショップ形式で直接討論をする新たな手法に取り組みます。
- ④ 町が抱える様々な政策課題を、行政とともに協働で研究し、政策の企画・立案・実行・評価までを行う住民参加型の新たな組織について、大学との連携（域学連携事業）による設立を検討します。
- ⑤ 平成28年度は合併10周年を迎えることから、住民参画による記念事業、交流イベントの開催を検討するとともに、旧両町で制作した町史

に引き続く安平町の10年の歴史を整理した記念誌を発行します。また、合併10周年を契機に町の知名度を向上するため、様々なメディアを活用した町PR情報発信事業に取り組みます。

(2) 効率的・効果的な行財政の仕組みづくり

【行財政改革の推進】

- ① 町民と行政による協働のまちづくりを進める上で町職員自らが地域に入り、裏方として地域活動を支援することが重要となることから、まちづくり基本条例に基づき、地域と行政との連絡役となる「地域サポート制度」の導入に取り組みます。
- ② 町民参画機会については、時代の要請に応じて適宜見直しを行うものとし、町民自治推進委員会での議論により必要に応じて条例改正を行います。
- ③ 次期総合計画（H29－H38）の策定における「まちづくりテーマ」の設定に併せ、安平町を広く印象付けるためのキャッチコピーやマークの策定を検討します。
- ④ 新たに策定する「安平町職員定員適正化計画」に基づき、これまでと同様、職員数の適正化に努めるとともに、職員個々の能力向上のため、安平町人材育成基本方針に基づく職員研修事業、人事評価制度の本格実施、北海道職員との相互派遣交流研修など高度化する行政課題に対応できる人材の育成に努めます。
- ⑤ 行政評価制度については、現在行っている実施計画事業に係る事前評価とともに、事業終了時における事後評価のあり方について検討を行います。
- ⑥ 合併10年経過後の普通交付税の減額により厳しい財政運営が予想されることから、これまで以上の歳出抑制を図り、施策の「選択と集中」による効果的な投資を行っていきます。
- ⑦ 安平町の公共施設についてはサービス低下を招かぬよう、基本的には合併前と同様に施設運営を行ってきましたが、老朽化した施設の耐震対策に多額の費用が見込まれるとともに、施設の空きスペースの増加も予測されることから、既存の公共施設のあり方を抜本的に見直すため、町有施設の修繕、類似施設の統廃合を計画的に行うための施設最適化中長期計画を策定します。
- ⑧ 特に検討中である追分地区の認定こども園の設置にあっては、多額の費用が伴う新施設の整備ではなく、既存施設を有効活用した整備をするものとし、施設規模や立地場所など諸条件に合致した追分庁舎の

活用を前提とした耐震改修、また、これに伴い必要となる追分庁舎のぬくもりセンターへの移転、更には合併10周年を契機とした分庁舎方式・機能分担方式を見直し、早来庁舎を耐震改修・増築するなど、全てをセットに考えた場合の基本プランを策定するため、今回の議会に必要経費を補正予算として計上させていただきました。この基本プランを用いて町民の皆様と議論し、今後の方向性を検討して参ります。

- ⑨ また、町が所有する利活用が不要となった遊休資産に関しては、広く一般に公募を行ったうえで売却することを前提とし、資産が売れ残った場合に最終処分方針を決めるという一定ルールを策定し、今後運用していきます。

【広域行政の推進】

- ① 政策課題により様々な組み合わせによる連携を選択肢として持ちつつ、現在協議を進めている東胆振圏域での定住自立圏構想実現に向けて取り組むとともに、定住自立圏構想に関連して、大都市圏の企業に勤務する民間企業人の受入れによる交流制度を活用した地域活性化を図ります。
- ② 一部事務組合を含む様々な連携・枠組みによる広域行政の推進に取り組むとともに、国民健康保険事業など更なる広域的な連携の必要性について検討を進めます。
- ③ イベント・文化・異業種交流など民間を含めた他市町村との交流については、北海道が進める包括交流連携のほか、産業分野や災害時における連携も視野に検討します。

むすび

本議会の冒頭において、平成26年度を含む、第3期目となる4年間の町政執行に臨む私の所信表明と施策の一端を申し述べさせていただきました。

私は、安平町誕生から10年を迎える次期を、新たな意味で一段と成長する新生安平町の節目ととらえ、真の意味での一体感の醸成に最大限努力するとともに、次世代の安平町を担う人材の育成・継承を基本信念としています。

本町の発展と活性化そして「チームあびら」実現のため、この4年間で走り続けて参りますので、町民皆様をはじめ議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の町政執行方針とさせていただきます。